

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 教育振興室 高校再編整備課</p>	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>府立高等学校再編整備事業（エンパワメントスクール）2校の回線サービス（835,920円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱作業責任者届（契約書第7条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</li> <li>・総括責任者届（契約書第9条）</li> <li>・業務従事者届（契約書第10条）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことであり、契約期間内であったため、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理した。また、同様の届出を定めている他の契約についても、必要な届出を受理していることを確認した。</p> <p>今後、契約手続において、契約書で定める必要な届出がなされるよう受注者と発注者双方で確認し、再発防止を図る。</p> <p>なお、契約事務担当者全員に対して、監査結果と併せて会計事務ポータルサイトにある「委託契約締結事務のポイント」「支出事務のポイント」などを示して、契約事務・支出事務を適正に行うよう注意喚起を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 教職員室 教職員人事課</p>	<p>下記の業務委託契約について、契約書又は請書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>(1) 教員採用試験システム運用保守業務（965,250円） ・個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</p> <p>(2) 平成30年度大阪府公立学校教員採用選考テスト第一次・二次選考結果通知等の印刷発送業務（999,000円） ・個人情報取扱作業責任者届（請書に係る仕様書 個人情報取扱特記事項第3）</p> <p>(3) 平成29年度大阪府教員チャレンジテスト結果通知書及び成績表の作成、印刷・封入業務（896,400円） ・個人情報取扱作業責任者届（請書に係る仕様書 個人情報取扱特記事項第3）</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことであり、再発防止のため、監査結果と併せて会計事務ポータルサイトにある「委託契約締結事務のポイント」「支出事務のポイント」などを参考として契約事務・支出事務の手続を確認するようメールで周知を行った。</p> <p>今後、契約手続において、契約条項の内容を起案者、決裁関与者それぞれが確認し、再発防止を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 学校総務サービス課</p>	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>基幹系業務システム総合整備事業グループウェアシステム保守業務委託（2,246,400円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱作業責任者届（契約書第8条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</li> <li>総括責任者届（契約書第9条）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は契約手続において契約書で定める必要な届出を十分に確認していなかったことであり、同様の届出を定めている他の契約については、必要な届出を受理していることを確認した。</p> <p>今後、契約に関する必要書類について、一覧を作成し突合するなど、再発防止を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 私学課</p>	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出等を受注者から受理していなかった。</p> <p>大阪府私学助成等計算システム「基礎資料調査取込み」対応業務（972,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 II 個人情報取扱特記事項第3）</li> <li>・総括責任者届（契約書第8条）</li> <li>・業務従事者届（契約書第9条）</li> <li>・業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他業務従事者等が遵守すべき事項として発注者が定めた誓約書（契約書第9条）</li> <li>・業務実施計画書（契約書第11条）</li> </ul>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因はこの契約とは別に受注者と当該システムに係る年間保守契約を締結しており、その契約期間内であったことから、この契約に係る届出等の徴取の必要性を十分に認識していなかったことである。</p> <p>再発防止に向け、契約ごとにそれぞれの契約書で定める必要な届出を受理しなければならないとの認識を課内で共有したほか、今後は会計研修で取り上げ徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>教育庁 学校総務サービス課</p>	<p>吹田市立中学校の職員Aに対して、平成29年4月及び同年10月にそれぞれ6か月分を支給した通勤手当について、通勤定期運賃の改定（値下げ）があったにもかかわらず、改定前の額で算出していたため、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 583 1534 747"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月から同年9月まで</td> <td>93,910円</td> <td>93,050円</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月から平成30年3月まで</td> <td>93,910円</td> <td>93,050円</td> <td>860円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成29年4月から同年9月まで	93,910円	93,050円	860円	平成29年10月から平成30年3月まで	93,910円	93,050円	860円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b> (通勤手当)</p> <p>第14条 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5千円を超えるときは、5万5千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b> (運賃等相当額の算出の基準)</p> <p>第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p> </div>	<p>指摘された職員の通勤手当については、職員の通勤手当に関する規則に基づき、返納の措置を講じた。</p> <p>また、認定事務適正化に向け、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 該当校に対し、運賃改定に遺漏なく対応すること及び事後の確認等の周知徹底を図った。</li> <li>2 市町村教育委員会に対し、今回の監査結果の内容を通知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図った。</li> <li>3 認定権者である学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、運賃改定に遺漏なく対応すること及び事後の確認を随時行うことを指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。</li> <li>4 事務担当職員研修の際に、平成30年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、運賃改定への対応及び事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導した。</li> </ol>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額												
平成29年4月から同年9月まで	93,910円	93,050円	860円												
平成29年10月から平成30年3月まで	93,910円	93,050円	860円												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
教育庁 学校総務サービス課	<p>吹田市立小学校の職員Aに対して支給した管外旅費について、交通機関の利用経路等を誤って算出していたため、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 552 1504 695"> <thead> <tr> <th>旅行日</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年8月3日及び同月4日</td> <td>24,120円</td> <td>23,660円</td> <td>460円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成29年8月3日及び同月4日	24,120円	23,660円	460円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p> <p>【職員の旅費に関する条例】                      (旅費の支給)                      第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。                      (旅費の種類)                      第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。                      2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>	<p>指摘された職員の管外旅費については、職員の旅費に関する条例等に基づき、返納の措置を講じた。</p> <p>また、旅費支給事務適正化に向け、次の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 該当校に対し、旅行命令簿兼旅行明細書に記載された旅行経路について確認等行うよう周知徹底を図った。</li> <li>2 旅行命令権者である学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、旅行経路等については、経済的な通常の経路及び方法であるか確認するよう指導し、旅行命令権者としての、自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。</li> <li>3 事務担当職員研修の際に、平成30年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、旅費の過誤払いが無いよう、旅行経路等の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事務処理に取り組むよう指導した。</li> </ol>
旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成29年8月3日及び同月4日	24,120円	23,660円	460円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>教育庁 私学課</p>	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が行われていなかったものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 562 1540 764"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成29年4月6日</td> <td>29,240円</td> <td>平成30年8月17日</td> </tr> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成29年4月6日</td> <td>29,240円</td> <td>平成30年8月17日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日	東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理が行われた。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>検出事項について、再発防止のため、毎月管外旅費の支出状況を確認し、旅費の概算払を受けた者に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。 今後は、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日												
東京都内	平成29年4月6日	29,240円	平成30年8月17日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
教育庁 教育振興室高等 学校課	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="537 527 1394 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 527 890 596">続柄</th> <th data-bbox="890 527 1394 596">休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 596 890 674">配偶者のおじ</td> <td data-bbox="890 596 1394 674">平成29年8月31日及び同年9月1日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおじ	平成29年8月31日及び同年9月1日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】                      （特別休暇）                      第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。                      六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】                      （特別休暇）                      第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。                      六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1587 1304 2199 1602"> <thead> <tr> <th data-bbox="1587 1304 2080 1335">死亡した者</th> <th data-bbox="2080 1304 2199 1335">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1587 1335 2080 1367">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2080 1335 2199 1367">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1367 2080 1436">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2080 1367 2199 1436">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 1436 2080 1602">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2080 1436 2199 1602">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      4 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>検出事項について、特別休暇を取り消し、年次休暇として処理を行った。                      また、教育振興室の職員全員に「服喪休暇に係る親族図（平成22年1月1日制度改正後）」をメール送信し、周知を図った。                      今後は、庶務担当者が毎月の出勤簿チェックを行う際、服喪休暇の記載内容の確認を行うこととした。</p>
続柄	休暇承認日														
配偶者のおじ	平成29年8月31日及び同年9月1日														
死亡した者	日数														
父母、配偶者、子	7日														
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日														
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）



時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
教育庁 教育総務企画課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="557 600 1489 743"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成29年8月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	2件	平成29年8月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>検出事項について、時間外勤務手当の追給処理を行った。                      今後は、職員に対して、時間外勤務を行った場合は、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することとした。さらに、月末には職員、直接監督責任者の双方が確認するよう周知を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
1名	2件	平成29年8月							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
教育庁 文化財保護課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが<b>28件</b>あった。</p> <table border="1" data-bbox="557 604 1495 747"> <thead> <tr> <th data-bbox="557 604 664 674">人数</th> <th data-bbox="664 604 834 674">延べ件数</th> <th data-bbox="834 604 1495 674">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="557 674 664 747">11名</td> <td data-bbox="664 674 834 747">28件</td> <td data-bbox="834 674 1495 747">平成29年4月から平成30年3月まで</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	11名	28件	平成29年4月から平成30年3月まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>検出事項について、時間外勤務手当の追給処理を行った。                      今後は、職員に対して、時間外勤務を行った場合は、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することとした。さらに、月末には職員、直接監督責任者の双方が確認するよう周知を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
11名	28件	平成29年4月から平成30年3月まで							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
教育庁 私学課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが17件あった。</p> <table border="1" data-bbox="557 604 1495 743"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8名</td> <td>17件</td> <td>平成29年4月から平成30年3月まで</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	8名	17件	平成29年4月から平成30年3月まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>検出事項について、時間外勤務手当の追給処理を行った。                      今後は、職員に対して、時間外勤務を行った場合は、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することとした。さらに、月末には職員、直接監督責任者の双方が確認するよう周知を行った。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期							
8名	17件	平成29年4月から平成30年3月まで							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同年7月10日まで）